

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役です。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ではありますが、該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。ただし、有価証券報告書記載の「対象となる役員の員数」には期中に就任・退任した者を含めており、「対象役員の平均報酬額」の算出根拠として用いるのは適切ではないため、算出に当たっては、当該期中就任者・期中退任者を除いております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

① 報酬委員会等の整備・確保の状況について

当行は、当行の役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系、報酬の内容を審議する機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容に係る決定方針及び個人別の報酬額等の内容を審議しております。

指名報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、取締役等の報酬制度の運用全般について監視・牽制を行い、業務推進部門からは独立して報酬決定方針等を株主総会の決議の範囲内で定める権限を有しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員間の協議により決定しております。

② 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数について

	開催回数 (2025年4月～2026年3月)
指名報酬委員会（名古屋銀行）	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価について

対象役員及び対象従業員等の報酬等に関する方針について

(1) 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下の通りに定めております。なお、この方針は、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けたうえで、取締役会の決議により決定しております。

① 基本方針

- (ア) 当行の取締役の報酬体系は、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としてすべてのステークホルダーの価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切に設定する。
- (イ) 個々の取締役の報酬は各役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢、従業員給与の水準等を踏まえ、適正性を重視し、短期的な利益偏重にならない水準とする。
- (ウ) 報酬の決定プロセスは、株主総会の決議を遵守した上で、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会がその具体的内容を決定することで、公正性と客観性を確保する。

② 報酬の概要

(ア) 報酬の構成

- A. 当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬により構成しております。
- B. 監査等委員である取締役および社外取締役については中立性、独立性を確保する観点から、基本報酬のみとしております。

(イ) 報酬の構成割合

種 類	基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (金銭報酬)	譲渡制限付株式報酬 (非金銭報酬)
構成割合	65%	25%	10%

(ウ) 報酬の内容

A. 基本報酬（金銭報酬）

基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定しております。

B. 業績連動報酬（金銭報酬）

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営計画等に掲げる財務目標（連結ROE、コア業務純益）及び非財務目標（ワークエンゲージメント）を指標とした業績連動報酬を支給しております。

業績連動報酬の総額については、指名報酬委員会が、あらかじめ定められた算定方法に基づき各事業年度の業績評価を踏まえたうえで決定しています。

個人別の業績連動報酬額は役位別に定められたポイント数をもとに報酬総額を按分して決定します。なお、当事業年度の連結ROEの実績は6.5%超、コア業務純益の実績は280億円以上、ワークエンゲージメントの実績は3.0以上3.6未満となっております。

C. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、当行の取締役を退任する日までの譲渡制限期間が設定された当行普通株式（譲渡制限付株式）を付与しています。

譲渡制限付株式報酬の目的は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆さまとの価値共有です。

割当株式数は役位別に決定し、基本報酬の月額額の200%前後を一律で割当株式数の算定に用いる基準額としており、年間報酬の総額は70百万円以内かつ12万株以内であります。なお、当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記株数は、本株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(エ) 報酬の返還、没収事由やその決定に関する方針

- A. 「業績連動報酬（金銭報酬）」につき、権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの業績連動報酬の全部もしくは一部の返還を求める事由について定めています。
- B. 「譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）」につき、当行と支給対象取締役が都度締結する「譲渡制限付株式割当契約書」において、支給した株式の無償取得事由を定めています。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は11名（うち社外取締役2名）です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬は、2022年6月24日開催の第104期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内かつ12万株以内と決議しております。なお、当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記株数は、本株式分割後の株式数に換算して記載しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、社外取締役が委員長を務め、かつ委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会にその決定を委任することにより決定プロセスの透明性を確保しております。

指名報酬委員会に委任している権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の額、ならびに譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数を算定する際の基準額です。なお、譲渡制限付株式報酬については、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会において各取締役の割当株式数を決議しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案の上、予算措置を行う仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

(1) 別紙様式第一面（REM1）：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等				
項番			イ	ロ
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	8	—
2		固定報酬の総額（3＋5＋7）	187	—
3		うち、現金報酬額	162	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	25	—
6		5のうち、繰延額	25	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	5	—
10		変動報酬の総額（11＋13＋15）	77	—
11		うち、現金報酬額	77	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15		うち、その他報酬額	—	—
16		15のうち、繰延額	—	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
18		退職慰労金の総額	—	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額（2＋10＋18＋21）		265	—

(注) 1. 対象役員の報酬等には、使用人兼務役員の使用人給与額を含めております。
2. 固定報酬の対象役員のうち監査等委員である取締役は、株式報酬額又は株式連動型報酬額の支給対象となっておりません。
3. 固定報酬の株式報酬額又は株式連動型報酬額は、当事業年度に発生した譲渡制限付株式報酬としての繰延報酬を記載しております。

(2) 別紙様式第二面（REM2）：特別報酬等

特別報酬等に該当する事項はございません。

(単位：人、百万円)

REM2：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

(3) 別紙様式第三面 (REM3) : 繰延報酬等

(単位: 百万円)

REM3 : 繰延報酬等						
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	122	—	—	—	14
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		122	—	—	—	14

(注) 繰延報酬等の残高は、譲渡制限付株式報酬としての繰延報酬を記載しております。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項について

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。